

4-2-76 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇建設業協会（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に乙の協力を必要とするときは、乙に対して、要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ業務を要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 業務を必要とする場所及び期間
- (3) その他必要な事項

（業務内容）

第2条 甲が乙に要請する業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 河川、水路等における埋塞土砂の撤去、流木・ごみ等障害物の除却、築堤、土のう積み、矢板による仮締め切り、仮決壊防止等
- (2) 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去、山留め防護柵、土のう積み、仮ガードレール設置等
- (3) 上下水道施設に係る応急復旧等
- (4) 建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の提供
- (5) その他甲が必要と認める緊急作業

（乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、前条各号に掲げる業務を甲に提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に提供した建設資機材等の種類、数量、人員数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務を提供した期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 乙が業務に要する費用は、甲が負担する。また、費用の負担については、甲の積算基準又は乙の見積りにより甲が算出し、乙と別途随意契約を締結し、甲は乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 業務に従事した者に係る補償については、乙において保険に加入するものとし、当該保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(1) 甲は、災害時の自治体配信情報等及び業務に関連する情報を乙に提供するものとする。

(2) 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(災害応援協力協定書の廃止)

第12条 甲乙間で、平成19年7月1日付けで締結した「災害応援協力協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月1日

甲 西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 西脇市西脇 990番地
西脇建設業協会
会長 藤原啓純

4-2-77 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と西脇市上下水道協同組合（以下「乙」という。）とは、西脇市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に乙の協力を必要とするときは、乙に対して、要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ業務を要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 業務を必要とする場所及び期間
- (3) その他必要な事項

（業務内容）

第2条 甲が乙に要請する業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 河川、水路等における埋塞土砂の撤去、流木・ごみ等障害物の除却、築堤、土のう積み、矢板による仮締め切り、仮決壊防止等
- (2) 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去、山留め防護柵、土のう積み、仮ガードレール設置等
- (3) 上下水道施設に係る応急復旧等
- (4) 建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の提供
- (5) その他甲が必要と認める緊急作業

（乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、前条各号に掲げる業務を甲に提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に提供した建設資機材等の種類、数量、人員数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務を提供した期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 乙が業務に要する費用は、甲が負担する。また、費用の負担については、甲の積算基準又は乙の見積りにより甲が算出し、乙と別途随意契約を締結し、甲は乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 業務に従事した者に係る補償については、乙において保険に加入するものとし、当該保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に報告する。なお、これに変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(1) 甲は、災害時の自治体配信情報等及び業務に関連する情報を乙に提供するものとする。

(2) 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後期間満了したときもまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(上水道災害応援協力協定書の廃止)

第12条 甲乙間で、平成18年5月15日付けで締結した「上水道災害応援協力協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月1日

甲 西脇市下戸田 128番地の1
西脇市
西脇市長 片山象三

乙 西脇市下戸田 665番地
西脇市上下水道協同組合
理事長 竹内謙太郎